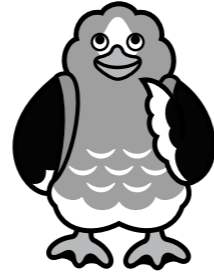


市の組織機構が変わります

4月1日から大崎市の組織機構が変わります。昨年12月に「大崎耕土」が世界農業遺産に認定され、そのアクションプランを推進するため「世界農業遺産推進課」の設置や、放射能対策の全般を担う「放射能対策推進室」を設置します。また、市役

所本庁舎、鳴子総合支所、田尻総合支所の建設整備を担当する「庁舎建設室」の設置など、復興から創生へ向け着実に歩みを進めるための変更になります。

政策課行政改革担当 ☎23-2129



総務部

場所	課および係(担当)名	電話番号
西庁舎 3階	防災安全課 危機防災担当、消防担当、交通防犯担当	☎23-5144

- ▶危機管理監を市民協働推進部から移管
- ▶防災安全課を市民協働推進部から移管

市民協働推進部

場所	課および係(担当)名	電話番号
西庁舎 4階	環境保全課 生活環境担当、廃棄物対策担当 放射能対策推進室、空き家対策推進室	☎23-6074

- ▶環境保全課の災害廃棄物対策室を廃止し、放射能対策推進室および空き家対策推進室を新設

民生部

場所	課および係(担当)名	電話番号
西庁舎 2階	社会福祉課 地域福祉係、生活支援係、地域包括ケア推進室	☎23-6012
1階	障がい福祉係	☎23-2167

場所	課および係(担当)名	電話番号
西庁舎 2階	子育て支援課 児童福祉係、子ども給付係、保育所係 子ども家庭相談係	☎23-6045 ☎23-6048

- ▶社会福祉課の障害福祉係を障がい福祉係に改称
- ▶子育て支援課に子ども給付係を設置

行政委員会

- ▶公平委員会を廃止(宮城県的人事委員会へ委託)

※1 下線表記が新設、変更などの部署です。

※2 新設や変更などがある部署のみ掲載しています。掲載していない部署の名称や連絡先などは変わりありません。

産業経済部

場所	課および係(担当)名	電話番号
東庁舎 2階	世界農業遺産推進課 企画調整担当、自然共生推進担当	☎23-2281

場所	課および係(担当)名	電話番号
東庁舎 2階	産業商工課 商工振興担当、企業立地担当、景気雇用対策担当、新産業推進担当、グリーンエネルギー担当	☎23-7091

場所	課および係(担当)名	電話番号
東庁舎 2階	観光交流課 観光担当、交流担当、温泉観光推進室	☎23-7097

- ▶世界農業遺産推進監を設置
- ▶産業政策課の世界農業遺産推進室を廃止し、世界農業遺産推進課に改称。企画調整係を企画調整担当に、自然共生推進係を自然共生推進担当に変更。新産業・グリーンエネルギー推進室を廃止し、新産業推進担当、グリーンエネルギー担当を商工振興課に設置
- ▶商工振興課を産業商工課に改称し、商工振興係を商工振興担当に、企業立地係を企業立地担当に、景気雇用対策係を景気雇用対策担当に変更
- ▶観光交流課の観光係を観光担当に、交流係を交流担当に変更

建設部

場所	課および係(担当)名	電話番号
東庁舎 4階	建設課 道路建設係、用地対策室・用地・補償係、地籍・管理係 道路維持係 管理係	☎23-2435 ☎23-8015 ☎23-8016

場所	課および係(担当)名	電話番号
東庁舎 3階	建築住宅課 住宅計画係、建築開発指導係 市営住宅整備係、公共施設管理係 庁舎建設室	☎23-8057 ☎23-2108

- ▶建設課に用地対策室を設置し、用地・補償係と地籍・管理係を設置
- ▶建築住宅課に庁舎建設室を設置

投票日：4月15日(日) 投票時間：午前7時～午後7時

投票所は昨年10月の衆議院議員総選挙、宮城県知事選挙と同じです。

入場券に記載されている投票所を、よく確認してください。

※鳴子温泉地域の投票時間は午前7時から午後6時までです。

期日前投票

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票に行けない人が投票日前に投票することができる制度です。

場所	期間	時間
市役所北会議室・各総合支所	4月 9日(月)～14日(土)	午前8時30分～午後8時
大崎生涯学習センター	4月10日(火)～14日(土)	午前9時～午後7時
鬼首基幹集落センター	4月12日(木)・13日(金)	午前8時30分～午後5時

※どの期日前投票所でも投票できます。

選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

無駄にしない 自分の未来の 投票権

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙

投票できる人

年齢が満18歳以上平成12年4月16日以前に生まれた人で、大崎市に平成30年1月7日以前から居住する、大崎市の「選挙人名簿」に登録されている人が投票できます。他の市区町村から転入した人は、1月7日までに転入の届け出をすることが必要です。投票日前に大崎市から転出した人は投票できません。

市内で転居した人

3月20日までに転居の届け出をした人は、転居先の投票所で投票することになります。3月21日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

代理投票・点字投票

身体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための、「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい時

は、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票

投票日当日、次に該当する人は、不在者投票ができます。

■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合

滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ、4月9日から14日まで不在者投票ができます。事前に大崎市選挙管理委員会に投票用紙などの必要な書類を請求してください。

■病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出ていただきます。

■障がいのある人が郵送で投票する場合

身体に重度の障がいがある人が、郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月11日までに所定の様式で投票用紙

などの請求をしてください。

選挙公報の配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、4月13日(金)までに、行政区長を通じて各世帯に配布します。

入場券の発送

入場券は、4月4日(水)をめどに発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。

なお、入場券が無くても受け付けはできます。紛失したり忘れたりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

開票の場所と開始時刻

場所 古川総合体育館
開票開始 午後8時15分から

「市民課日曜窓口」を臨時休止します

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙当日の4月15日(日)は、市民課日曜窓口を臨時休止します。

市民課 ☎23-6079